

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	芦別市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	芦別市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 ②資格管理事務 ③被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特別療養証明書に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保総合(国保集約)システム※と連携 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
③システムの名称	国民健康保険給付システム、国民健康保険保険料(税)システム、国民健康保険資格システム、収滞納管理システム(国民健康保険)、中間サーバ、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者向け中間サーバ等※ ※医療保険者向け中間サーバ等は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理を行う際に必要となるシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1項番16及び30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法第9条(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,9,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,120) :第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項(12,15,43,78,81,110) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(6,8,11,16,18,20,23,28,29,31,34,35,37,38,40,48,53,54,57,59,61,63,64,65,66,67,70,71,74,84,85)の2,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,121) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例のよる地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27) :第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」等が含まれる項(42,43) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠 第1～6条、7～8条、10～10条の2、11条の2～12条、13条、14条、16条、19～24条の3、25条～26条、26条の3、27～28条、31～31条の3、32～38条、39条、40条,41条の2、43条～43条の3、43条の4～47条、49～51条、53～55条,55条の3、58～59条、59条の2の2～59条の4 ・情報照会の根拠 第20条、第25～26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芦別市市民福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芦別市(市民福祉部健康推進課) 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7362
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芦別市(市民福祉部健康推進課) 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7362

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	I 5②所属長	健康推進課長 本間 広子	健康推進課長 名取 美智代	事後	人事異動
平成28年5月1日	I 4②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120)	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,85の2)	事後	
平成29年5月1日	I 4②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,85の2)	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,85の2,38)	事後	
平成29年5月1日	II 1(いつ時点の計数か)	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	II 2(いつ時点の計数か)	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>本事務は、地方税法に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収・減免・軽減事務を行い、国民健康保険法に基づき、被保険者の届出等による資格の得喪・変更事務、保険給付事務、その他国民健康保険法に関連する事務を行うものである。</p> <p>番号法においては、別表第1項番16及び30に基づき、次の事務で個人番号を利用する。</p> <p>①保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 ②資格管理事務 ③被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特別療養証明書に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務</p>	<p>芦別市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 ②資格管理事務 ③被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特別療養証明書に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保総合(国保集約)システム※と連携 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険給付システム、国民健康保険保険料(税)システム、国民健康保険資格システム、収滞納管理システム(国民健康保険)、中間サーバ、団体内統合宛名システム	国民健康保険給付システム、国民健康保険保険料(税)システム、国民健康保険資格システム、収滞納管理システム(国民健康保険)、中間サーバ、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム	事前	制度改正に伴う変更
平成30年5月1日	I 4②法令上の根拠	<p>:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項(9,12,15,22,78,88,97,109,120)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)</p> <p>80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,85の2,38)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・情報提供の根拠 第1～8条、10条、12条～13条、16条、19条～23条、25条、28条、31～40条、43条～47条、49～51条、53～55条、58～59条</p> <p>・情報照会の根拠 第20条、第25条</p>	<p>:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項(9,12,15,22,78,88,97,109,119)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・情報提供の根拠 第1～6条、7～8条、10～10条の2、11条の2～12条、12条の3～13条、15～16条、19～20条、21条、22～24条の3、25条、26条の3、28条、31～31条の3、32～38条、39条、41条の2、43条、43条の3、43条の4～47条、49～51条、53～55条の2、58～59条、59条の2～59条の3</p> <p>・情報照会の根拠 第20条、第25～25条の2</p>	事後	
平成30年5月1日	II 1 (いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II 2 (いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 4②法令上の根拠	<p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120)</p>	<p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,20,53)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 4②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106)	:第3欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106,9,119)	事後	
令和1年6月1日	I 4②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 (9,12,15,22,78,88,97,109,119)	:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 (12,15,22,78,88,97,109,119,17,106)	事後	
令和1年6月1日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠 第1～6条、7～8条、10～10条の2、11条の2～12条、12条の3～13条、15～16条、19～20条、21条、22～24条の3、25条、26条の3、28条、31～31条の3、32～38条、39条、41条の2、43条、43条の3、43条の4～47条、49～51条、53～55条の2、58～59条、59条の2～59条の3 ・情報照会の根拠 第20条、第25～25条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠 第1～6条、7～8条、10～10条の2、11条の2～12条、12条の3～13条、15～16条、19～24条の3、25条、26条の3、27～28条、31～31条の3、32～39条、40条、41条の2、43条、43条の3、43条の4～47条、49～51条、53～55条の2、58～59条、59条の2～59条の3 ・情報照会の根拠 第20条、第25～25条の2	事後	
令和1年6月1日	II 1(いつ時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II 2(いつ時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	5.評価実施機関における担当部署	②所属長 健康推進課長 名取 美智代	②所属長 健康推進課長	事後	様式変更による
令和1年6月1日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 1 ②事務の概要	<p>芦別市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>①保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 ②資格管理事務 ③被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特別療養証明書に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保総合(国保集約)システム※と連携 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>芦別市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 ②資格管理事務 ③被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特別療養証明書に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保総合(国保集約)システム※と連携 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	
令和2年3月17日	I 1 ③システムの名称	<p>国民健康保険給付システム、国民健康保険保険料(税)システム、国民健康保険資格システム、収滞納管理システム(国民健康保険)、中間サーバ、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム</p>	<p>国民健康保険給付システム、国民健康保険保険料(税)システム、国民健康保険資格システム、収滞納管理システム(国民健康保険)、中間サーバ、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者向け中間サーバ等※ ※医療保険者向け中間サーバ等は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理を行う際に必要となるシステム</p>	事前	
令和2年3月17日	I 3 法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第一項番16及び30 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第1項番16及び30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法第9条(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年3月17日	I 4 ②法令上の根拠	添付資料①のとおり	添付資料①のとおり	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 4②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項(12,15,17,22,43,78,81,88,97,106,109)	:第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項(12,15,43,78,81,110)	事後	
令和2年6月30日	I 4②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (6,8,11,16,18,20,23,28,29,31,34,35,37,38,40,48,53,54,57,59,61,63,64,65,66,67,70,71,74,84,85の2,91,92,94,97,101,102,103,107,108,113,114,115,116,117)	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (6,8,11,16,18,20,23,28,29,31,34,35,37,38,40,48,53,54,57,59,61,63,64,65,66,67,70,71,74,84,85の2,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117)	事後	
令和2年6月30日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)・情報提供の根拠 第1～6条、7～8条、10～10条の2、11条の2～12条、12条の3～13条、15～16条、19～24条の3、25条、26条の3、27～28条、31～31条の3、32～39条、40条、41条の2、43条、43条の3、43条の4～47条、49～51条、53～55条の2、58～59条、59条の2～59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)・情報提供の根拠 第1～6条、7～8条、10～10条の2、11条の2～12条、13条、14条、16条、19～24条の3、25条～25条の2、26条の3、27～28条、31～31条の3、32～38条、39条、40条、41条の2、43条～43条の3、43条の4～47条、49～51条、53～55条の3、58～59条、59条の2～59条の3	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による
令和3年6月30日	I 4②法令上の根拠	—	(記載内容の追加) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45)	事後	

